

部会交付金の支給基準（対象経費等）

（はじめに）

この支給基準は、部会活動を円滑に進めていただくために必要と思われる交付金の用途をある程度明らかにしたものです。対象とする経費を基準どおり執行するか、さらに基準を厳しくして執行するかは部会ごとにご判断ください。交付金の源泉は CIEC 会員からの会費であることを念頭に、より有意義な使われ方を望みます。

対象とする経費

1. 部会運営のために開催する世話人会議の旅費（調査・研究作業の旅費を含む）
 - (1) 近距離 100 k m 以下の場合
 - ・会場までにかかる交通費の実費（起点～終点までの一般的な経路を使用した金額）
 - ・荷物の搬送，緊急性で，タクシー等を使用した場合は，その領収書を添付する。
 - (2) 100 k m を超える場合
 - ・ビジネス宿泊パック，往復割引など，安い交通手段を極力使用することとする。
 - (3) 宿泊費について
 - ・世話人会議出席のために必要な宿泊費（極力，一般的で安価な宿を探すこと）
2. 部会運営のために開催する世話人会議の食事代
 - ・会議開催時間との関係に必要な食事代（一人 1,000 円以下）
 - ・コーヒー等の飲料代
3. 施設利用費
 - ・会議室使用料金，機器レンタル料など
4. 部会運営で使用する消耗品・通信費
 - ・記憶媒体，プリント費用，コピー代など消耗品類
 - ・宅配便，郵送費などの通信費
5. その他
 - ・部会活動実施計画において必要と思われる経費

対象としない経費

1. 機器，ソフトの購入
 - ・活動目的のためだけに必要なものとは認められない一般的なもの
2. 本人の自己研修に結びつく他学会、研究会等参加費用
3. 部会独自の研究会での講師謝金（全体研究会として申請すること）
4. 部会独自の研究会での部員の飲食費用や交通費
5. 懇親会等に関わる経費
6. その他
 - ・CIEC が拠出する費用として過度と思われる経費
 - ・部会交付金総額の過半が 1 つの事業目的に費やされる場合は，別途プロジェクト事業として申請を行うこと。

不明な点は，事務局までお問い合わせください。必要に応じて，理事会の判断を求めます。